

令和5年6月5日発行

栗原普及センターだより「くりはら」 154号

開花を迎えた加工用ばれいしょ

栗原市金成津久毛地区は、数年前からカルビーポテト(株)向けの加工用ばれいしょ栽培に取り組んでおり、本年度は2生産者が4月初旬に植付けを行いました。



栗原農業改良普及センター
所長 内海 章

新年度の「挨拶」

担い手の減少や高齢化の進行に加え、人口減少、少子高齢化による米需要の減少、食生活の多様化、生産資材価格の高騰など、農業の生産構造の転換が求められております。

県では、このような社会経済の変化に対応するため、今年4月からRTK基地局の運営を開始し、効率化・省力化を図るとともに、食品事業者と連携したばれいしょの生産等露地野菜の定着を図っているところです。

当普及センターでは、転作大豆の単収・品質向上や農地整備事業と一体となった土地利用型野菜の導入定着、地域特産のズッキーニの生産拡大などを最重要課題に位置付けるとともに、アグリテック導入や地域計画策定の支援などに取り組んでまいりますので、よろしくお願いたします。

令和5年度プロジェクト課題

プロジェクト課題No.1 人と環境にやさしいズッキーニ栽培と収益力の向上

JA新みやぎ栗っこズッキーニ部会を対象とし、令和4年度から2年間、地域に適した栽培技術の確立と安定した品質及び出荷量の確保に向けた支援を行っています。普及センターでは、環境負荷低減に向けた生分解性マルチの普及促進や軽労化を図るための立体栽培の技術検証を行っています。

ズッキーニの生産量向上に向けて、特に高温期における着果率及び品質の向上が課題となっています。この課題解決に向け、白黒ダブルマルチによる地温上昇抑制の効果実証のほか、より効果的な着果促進処理による着果率向上に向けた支援を行います。

加えて、栗原市産ズッキーニのさらなる知名度の向上に向け、SNS等を活用したPR支援を実施します。



【JA新みやぎ栗っこズッキーニ部会現地検討会】

プロジェクト課題No.2 金成津久毛地区における高収益作物導入・定着

金成津久毛地区では、転作の一環で高収益作物である加工用ばれいしょに取り組んでいます。

普及センターでは、令和4年度から収量向上に向け、生育調査、視察研修会開催のほか、カルビーポテト（株）と連携した現地指導等の支援を実施してきました。調査結果などから、栽培管理等の課題が明確となり、より高い収量が期待されることが分かりました。

本年度は、前年度の課題に留意しながら、目標とする収量確保を目指して対象者の支援を行っています。また、支援対象以外の生産者へ加工用ばれいしょ栽培の取組みを広く紹介す

るとともに、労働時間や経営収支等の情報提供も行い、地区の担い手確保に繋げていきます。



【加工用ばれいしょ収穫作業】

プロジェクト課題No.3 集落営農における大豆生産及び法人経営の安定化

若柳地区の農事組合法人ふくおか（令和3年12月設立）を対象とし、令和4年度から2年間、大豆生産と法人経営の安定化を目指します。大豆は需要のあるミヤギシロメを作付けしていますが、蔓化・倒伏による作業性の低下、難防除雑草の発生、湿害の影響などの課題を抱えています。

令和5年度は安定した生育量を確保するため、土壌分析結果に基づいた肥培管理、耕起・播種や中耕培土、摘芯の作業精度の向上、吊り下げノズルを使った除草剤散布を含む効果的な除草体系の実施により、大豆の収量・品質の高位安定化を目指します。

また、法人設立後間もないことから、経営が安定化するよう組織運営システムの構築と営農計画などの策定支援を行っています。



【作業計画確認のための話し合い】

※農薬は品目によって使用倍率・使用時期等が大きく異なります。
農薬散布前にもう一度、「農薬ラベル」を確認し、適正に使用しましょう。

新たに大豆優良品種に採用された「すずみのり」の紹介

大豆の主力品種「タチナガハ」は機械収穫適応性が高く、県内大豆作付割合の20%を占めています。一方で、子実の蛋白含有率が低く加工適性が低いことから、生産量が需要量を上回る状態が続いています。このようなことから、「タチナガハ」より収量・品質・加工適正が優る代替品種が求められていました。

県では、平成26年から「すずみのり」を優良品種決定調査で本県での栽培適性を検討し、その結果、最下着莢高が高く機械収穫に適すること、さらに「タチナガハ」より蛋白質含有率が高く、豆腐及び味噌原料として有望であることが確認できたので、令和4年に優良品種に採用しました。令和8年には、県全体で1,250haの普及を見込んでいます。

なお、栽培する場合には、サイズシストセン

チュウ抵抗性が“弱”なので、連作やセンチュウ汚染ほ場への作付けは避けること、熟期が“中生の晩”なので晩播栽培には適していないことに留意する必要があります。



【写真は「すずみのり(左)」と「タチナガハ(右)」の子実:古川農業試験場から提供】

宮城県RTK基地局の運用が開始されました！

県では、衛星測位情報を活用した、農業機械自動操舵システムやドローン等の高精度作業に必要なRTK固定基地局を整備し、令和5年4月1日から正式運用を開始しました。栗原管内の基地局は県栗原合同庁舎に設置されています。

○利用者条件

農業者、農業法人、農業関連企業等

※利用に当たっては、契約の上、負担金が発生します。

○配信システム

Ntrip方式

(インターネット回線によるデータ配信)

RTCM3.0及びRTCM3.2の同時配信

※利用にあたっては、AndroidOSの通信機器及びRTK-GNSSに対応した農作業機械が必要です。

(メーカーにお問い合わせください)



○利用契約期間

利用契約日から令和10年3月31日まで

※利用者負担金は毎年1年分を請求します。

※契約期間中に追加契約及び取消は可能ですが、負担金の払戻し及び日割、月割は行いません。

ID発行数	年間負担金額	利用期間の区切
1 っ 目 (1台目)	20,000円 (税込)/台	4月1日から翌年3月31日まで(年度単位)
2 っ 目 (2台目)以降	10,000円 (税込)/台	

○申込方法

運営要領に基づき、利用申込書及び契約書を作成の上、宮城県農業振興課宛て郵送又は直接ご提出ください。毎月20日締めでID・パスワードを発行いたします。運営要領など詳細は以下の宮城県公式ウェブサイトからご覧下さい。



「宮城県RTKシステム」
の利用案内について→

※乗用型トラクター等の農業用機械による重大事故が毎年発生しています。シートベルトとヘルメットの着用、安全フレーム付きトラクターの利用を心がけ、農作業安全に努めましょう。

【農業者向け】令和5年10月1日から消費税のインボイス制度が開始されます！

1 インボイス制度（適格請求書等保存方式）の概要等

(1) インボイス制度とは

インボイス制度は、複数税率に対応した仕入税額控除の方式であり、インボイス制度のもとでは、仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか売手から交付を受けた「インボイス」等の保存が必要となります。インボイスとは、「売手が買手のために正確な適用税率や消費税額等を伝える手段」であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

(2) 消費税の仕組み

消費税は消費者が負担することを予定する税ですが、納税をするのは、各取引段階において、物の販売やサービスの提供を行った事業者となります。納税する消費税額は、売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除することにより算出します。この仕入れに係る消費税額を控除することを「仕入税額控除」といいます。

2 インボイス制度に対応するための検討事項・事前準備等

(1) インボイス発行事業者となるかどうかの判断

① 売上先がインボイスを必要とするか

課税事業者は仕入税額控除のためにインボイスを必要としますが、例えば、消費者や免税事業者は仕入税額控除のためにインボイスを必要としません。

② 申告に係る事務負担の検討

インボイス発行事業者となると、基準期間における課税売上高が1,000万円以下となっても、免税事業者とはならず、課税事業者として申告が必要となります。

(2) 登録申請手続

インボイス発行事業者の登録を受けようとする事業者（登録を受けることができるのは、課税事業者に限ります。）は、納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります（e-Tax又は郵送により提出できます。）。制度開始（令和5年10月1日）からインボイス発行事業者となるための申請手続については、インボイス制度特設サイトの「申請手続」をご確認ください。

※本文は令和5年1月時点の法令等に基づき作成しています。

3 令和5年度税制改正について

(1) 2割特例

免税事業者がインボイス発行事業者となる場合には、一定期間、納付税額を売上税額の2割とする経過措置が設けられました。

(2) 少額特例

一定規模以下の事業者等が一定期間に行う課税仕入れについて、その課税仕入れに係る支払対価の額（税込）が1万円未満である場合には、インボイスの保存がなくても、一定の帳簿のみの保存により、仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置が設けられました。

※その他の改正内容も含め、詳しい内容は
国税庁ホームページをご参照ください。



令和5年度税制改正
国税庁ホームページ

